

**平成23年度
全国厚生労働関係部局長会議
(厚生分科会)資料**

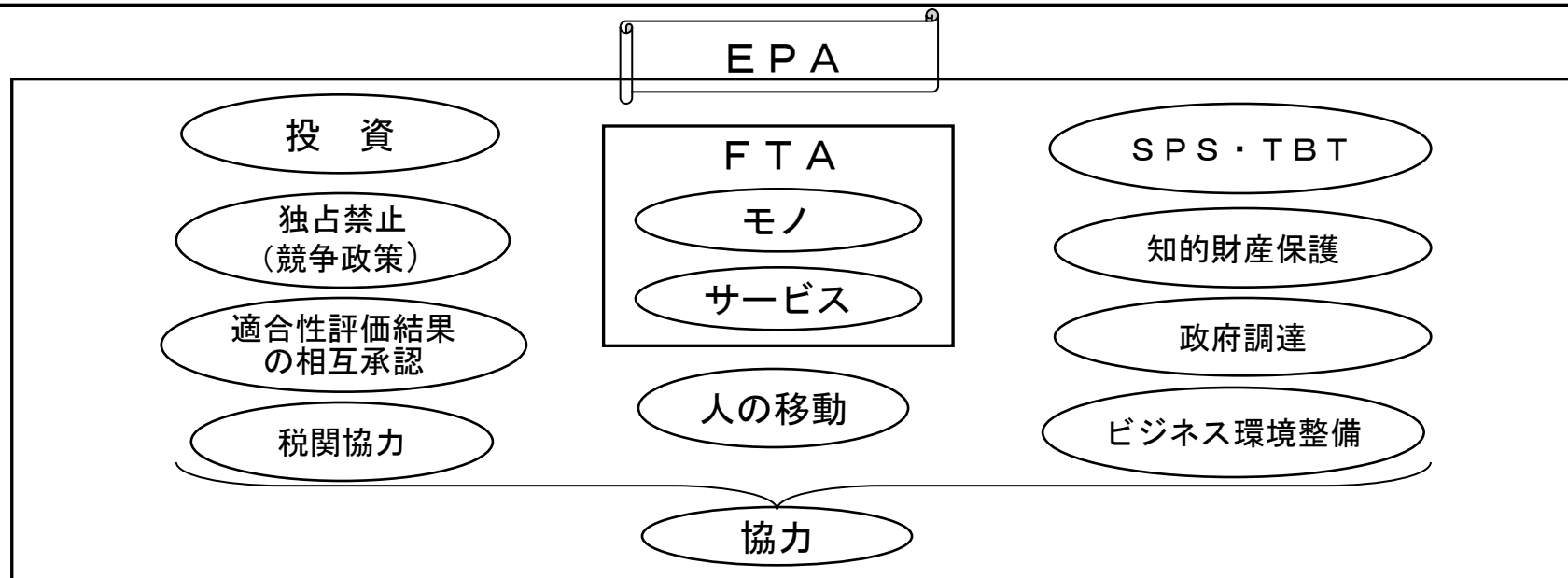
- ・ 経済連携協定(EPA)の締結状況等について
- ・ 国際協力の推進について

厚生労働省大臣官房国際課

経済連携協定（EPA）とは

「経済連携協定」（EPA：Economic Partnership Agreement）は、WTO（世界貿易機関）を中心とした多国間の貿易自由化を補完するため、国や地域を限定して、関税等の貿易障壁を撤廃することにより、モノ・ヒト・カネ・サービスの移動を促進させようとするもの。

一般的には、「自由貿易協定」（FTA：Free Trade Agreement）の呼称が使用されているが、日本においては、いわゆる自由貿易協定（物品やサービスの貿易障壁の削減・撤廃を目的とする）の要素に加え、投資、人の移動、知的財産保護、協力等の広範な分野を対象としていることから、協定の名称は「経済連携協定」（EPA）を用いている。



（参考）日・フィリピン経済連携協定の構成（165条からなる本文と8の附属書により構成。和文で721ページ）

第1章 総則	第8章 投資
第2章 物品の貿易	第9章 自然人の移動
第3章 原産地規則	第10章 知的財産
第4章 税関手続	第11章 政府調達
第5章 貿易取引文書の電子化	第12章 競争
第6章 相互承認	第13章 ビジネス環境の整備
第7章 サービスの貿易	第14章 協力

（以下略）

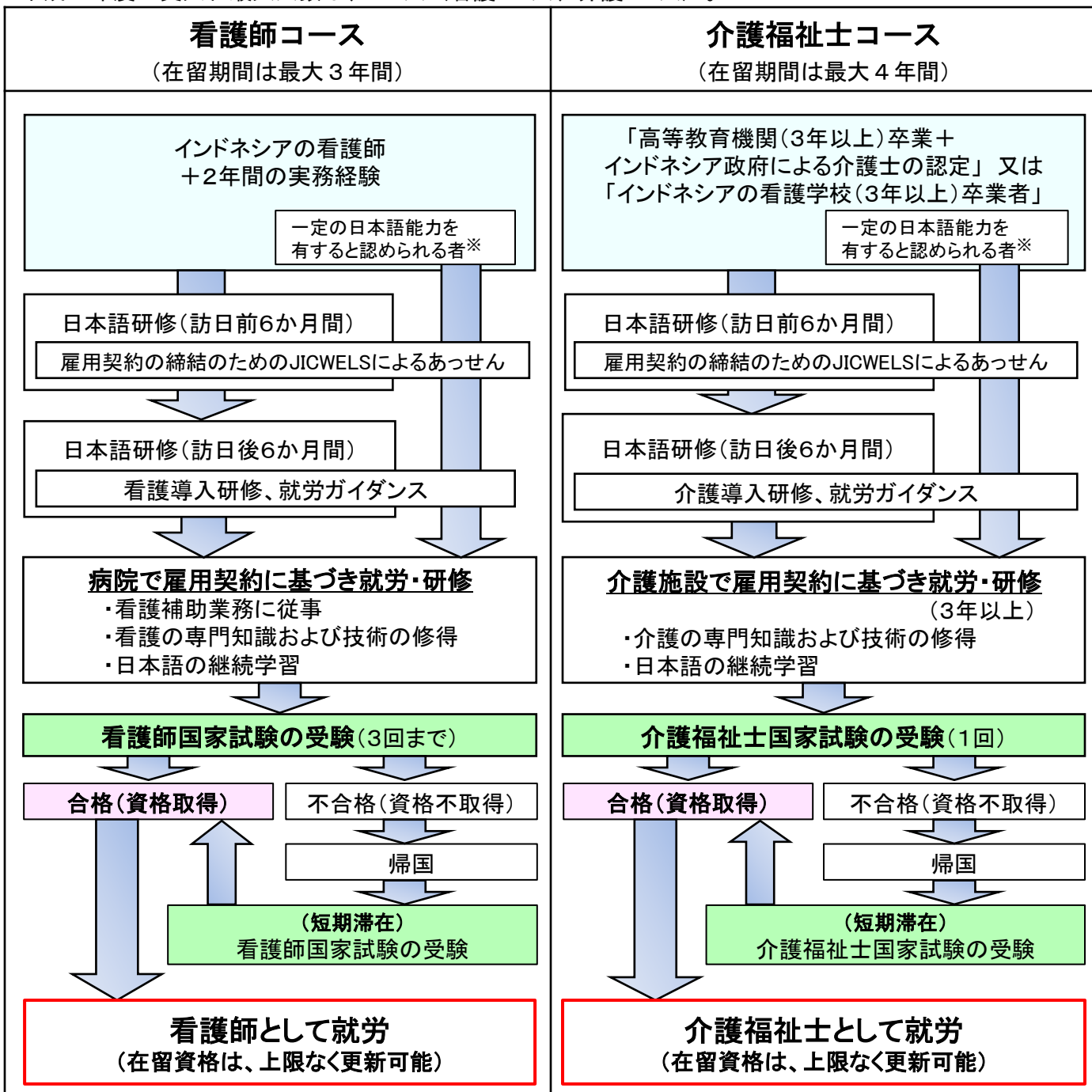
経済連携協定に基づくインドネシア人候補者 平成24年度受入れの流れ

趣旨・目的等

- ・日インドネシア経済連携協定（平成20年7月1日発効）に基づく看護師・介護福祉士候補者等の受入れは、原則として外国人の就労が認められていない分野において、経済活動の連携の強化の観点から、二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。
（看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、国内労働市場への影響を考慮して受入れ最大人数を設定。）
- ・候補者の受入れを適正に実施する観点から、我が国においては国際厚生事業団（JICWELS）が唯一のあっせん機関として位置づけられ、これ以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者にあっせんを依頼することはできない。

受入れ実績等

平成20年度は208人（看護104人、介護104人）、平成21年度は362人（看護173人、介護189人）、平成22年度は116人（看護39人、介護77人）、平成23年度は105人（看護47人、介護58人）が入国。
平成24年度の受入れ最大人数は、500人（看護200人、介護300人）。



※ 日本語能力試験N2(旧2級)程度の日本語能力がある場合(累計7人(看護0人、介護7人))
 (注)上記受入れの流れは、今後、相手国側との調整などにより、予定変更の可能性もあります。

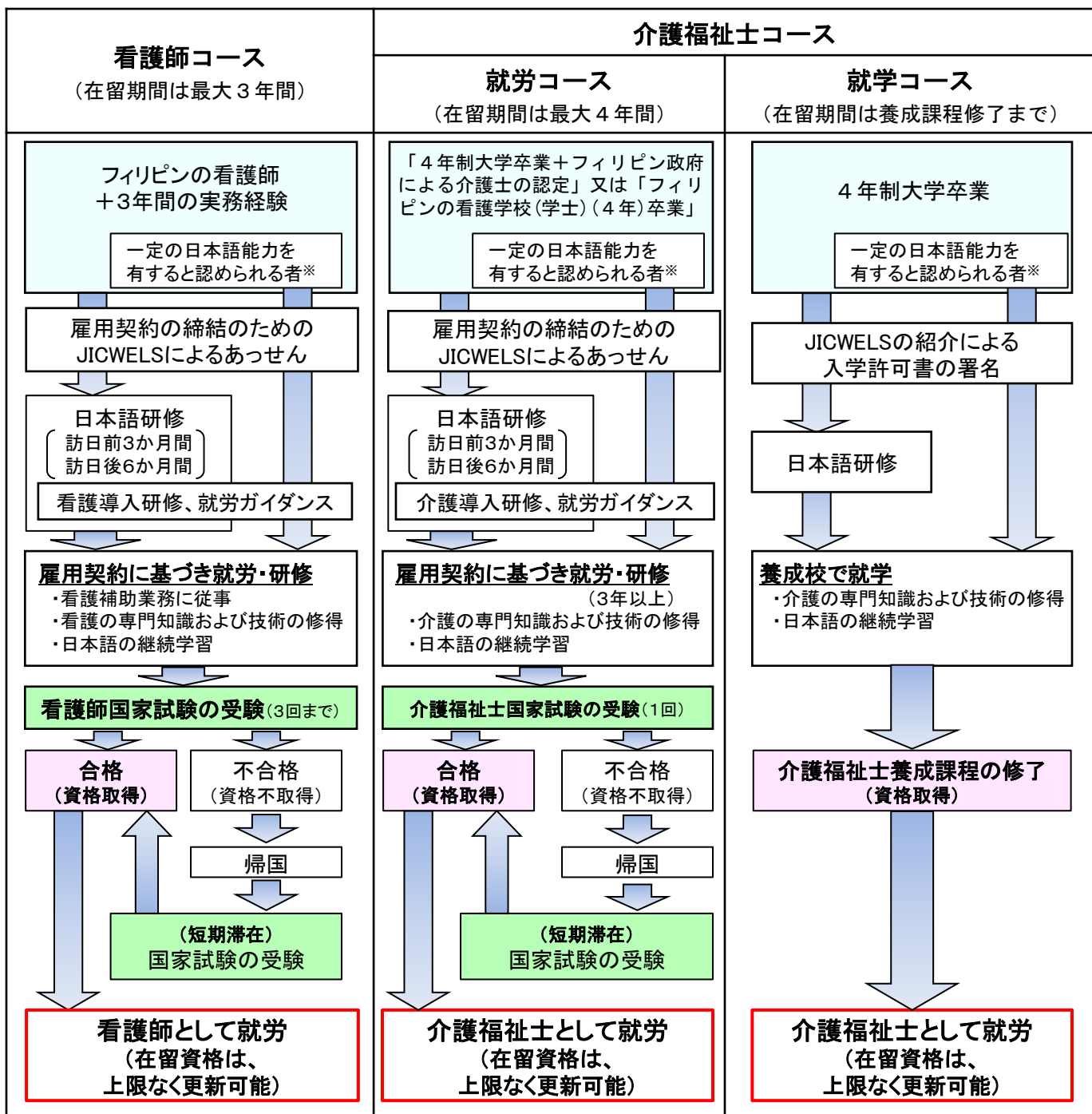
経済連携協定に基づくフィリピン人候補者 平成24年度受入れの流れ

趣旨・目的等

- ・日フィリピン経済連携協定（平成20年12月11日発効）に基づく看護師・介護福祉士候補者等の受入れは、原則として外国人の就労が認められていない分野において、経済活動の連携の強化の観点から、二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。（看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、国内労働市場への影響を考慮して受入れ最大人数を設定。）
- ・候補者の受入れを適正に実施する観点から、我が国においては国際厚生事業団（JICWELS）が唯一のあっせん機関として位置づけられ、これ以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者にあっせんを依頼することはできない。

受入れ実績等

平成21年度は310人（看護93人、介護217人（就労190人、就学27人））、
 平成22年度は128人（看護46人、介護82人（就労72人、就学10人））、
 平成23年度は131人（看護70人、介護61人（就労61人、就学は募集なし））が入国。
 平成24年度の受入れ最大人数は、500人（看護200人、介護300人）。



※ 日本語能力試験N2(旧2級)程度の日本語能力がある場合(累計13人(看護0人、介護13人))

(注)上記受入れの流れは、今後、相手国側との調整などにより、予定変更の可能性もあります。

ベトナムからの看護師・介護福祉士候補者の受入れに関する覚書
(概要)

平成23年10月31日

外務省
厚生労働省
経済産業省

1 経緯

- (1) 我が国がベトナムから看護師・介護福祉士候補者を受け入れる可能性について、日越経済連携協定（EPA）（平成21年10月1日発効）は、協定の発効後、遅くとも2年以内に結論を得る目的で交渉を行う旨規定している。
- (2) 本年に入り、ベトナムにおける看護師国家資格制度に関する関連法令が制定され、本年11月15日に同制度が施行される予定である。
- (3) 日越両国は、日越EPAの規定に基づき交渉を行ってきた結果、我が国がベトナムから看護師・介護福祉士候補者を受け入れるとの結論に達し、10月31日の日越首脳会談において、両国首脳間でその旨を確認。会談の後、両首脳は「ベトナムからの看護師・介護福祉士候補者の受入れに関する覚書」（以下「覚書」という。）に署名した。

2 「覚書」の内容

- (1) 日越EPAに基づく交渉の結果、我が国は、今後二国間で詳細を定める枠組みに基づき、ベトナムから看護師・介護福祉士候補者を受け入れる。
- (2) ベトナム政府は、来年の早い時期を目標にベトナムにおいて日本語研修を開始することを目指し、日本政府とともに協力する。
- (3) 日越両国は、ベトナムからの看護師・介護福祉士候補者の受入れに係る法的拘束力を有する両国間の文書に関する交渉を開始し、来年3月までに結論に達するよう努める。

3 候補者受入れの基本的枠組み

ベトナムからの看護師・介護福祉士候補者の受入れに関しては、次のような基本的枠組みについて両国間で一致している。

- (1) 看護師・介護福祉士候補者となるためには、基本的に現地でしかるべく日本語研修を受けることを前提とした上で、一定の日本語能力を有することを条件のひとつとする。
- (2) 訪日後は、資格取得のため、これまでの我が国が締結したEPAと同様の期間及び滞在資格において滞在を認めるなどの扱いを行う。
- (3) その他の詳細は、今後越側と協議していくこととなっている。

(了)

国際協力の推進について

我が国の国際協力において、保健医療、福祉、上水道等の厚生労働分野における協力は、政府開発援助大綱に掲げられた主要な課題として、また、国連ミレニアム開発目標とも密接に関係するなど、その重要性が増しています。

このため、厚生労働省では、開発途上国の人づくりへの支援の一環として、独立行政法人国際協力機構（JICA）等と協力し、以下の諸施策を推進しています。

1. アジア諸国を中心とした行政官研修

アジア諸国等から要望の高い分野について行政官等に対する研修事業を実施し、企画・立案に携わる中核を担う人材育成のニーズに応えています。

（地方公共団体との関係）

都道府県、政令指定都市、中核市の皆様方には、社会福祉行政研修、薬事行政研修、感染症対策行政研修等7分野において、業務の紹介・意見交換・視察などに協力をいただいているところ、引き続きご協力をお願いいたします。

2. 技術協力プロジェクト

日本が開発途上国に対して行う技術協力として、JICAにより、様々な二国間技術協力プロジェクトが実施されています。

（地方公共団体との関係）

地方公共団体におかれましては、水道分野等の技術協力プロジェクトについて、従来より専門家の派遣等に協力をいただいているところ、引き続きご協力をお願いいたします。

3. ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合

厚生労働省では、社会福祉・保健医療の分野における人材育成の強化や日本とASEAN各国の協力関係の強化を目的として、2003年からASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を開催しています。ASEAN各国から社会福祉、保健医療及び雇用政策を担当している各官庁の行政官（局長級を含む。）を招聘しています。

（地方公共団体との関係）

都道府県、政令指定都市、中核市の皆様方には、本事業に関して、地方公共団体の業務の紹介、意見交換及び視察先の紹介・調整など様々な協力をいただいているところですが、引き続きご協力をお願いいたします。